



独立行政法人地域医療機能推進機構

船橋中央病院

感染管理指針

令和 7 (2025) 年 5 月

第 6 版

感染管理指針の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構船橋中央病院（以下「当院」とする）では、感染管理体制、医療関連感染の予防策を講じるにあたり、以下の基本指針に基づき組織全体として対策に取り組み、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図る。

1. 医療関連感染対策に関する基本的な考え方

医療関連感染とは、医療機関において患者が原疾患とは別に新たに罹患した感染症、および見舞人、訪問者、医療従事者、その他の病院の職員等が医療機関内において感染した感染症のことである。

医療関連感染は、人から人へ直接、または医療器具等を媒介して発生する。

当院の医療関連感染対策は、以下の点を理解し実践する。

- (1) 医療機関内においては、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者、特に免疫力の低下した患者、低出生体重児および高齢者等の易感染患者が同時に存在している。
- (2) 手厚い医療的ケアを行うことで、必然的に生じる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小にする努力が必要である。
- (3) 当院の職員は、医療関連感染に対して正しい知識を持ち、すべての患者が感染症を持つ可能性を考慮し、かつ感染症に罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「標準予防策」の観点に立った医療行為を実践する。
- (4) 感染症ごとに必要な感染経路別予防策も併せて実施する。

2. 医療関連感染対策のための組織に関する基本的事項

医療関連感染の防止は、以下の組織を設置し、病院全体で取り組む。

(1) 感染対策委員会（ICC: Infection Control Committee）

医療関連感染対策に関する院内全体的な問題点を把握し、改善策を講じるなど、院内の感染対策の中核的な役割を担うために組織横断的な感染対策委員会（以下、委員会とする）を設置し、運営に関する規程を定める。

委員会は、病院長、看護部長、事務部長と各部門を代表する職員により構成し、1 か月に 1 回程度開催するものとする。また、緊急時など必要に応じて臨時開催する。

感染管理室より会議結果の報告を受け、その内容を検討した上で、活動を支援すると共に、必要に応じて、院長あるいは委員会名で改善を促す。

(2) 感染管理室

感染対策の充実と施設内の感染制御体制の強化のために、実質的な役割を果たすことを目的に、病院長直属の感染管理室を設置し、専従の感染管理者を置く。感染管理室職員は、組織横断的に構成された感染対策メンバーとともに、医療関連感染対策に関する病院

全体の問題点を把握し、改善策を講じるなど感染対策活動の中核的な役割を担うものとする。

(3) 感染対策チーム (ICT : Infection control team)

組織横断的に院内における集団発生および病院感染管理活動の推進を図るため、感染管理室内に感染対策チーム(以下「ICT」とする)を設置する。院長は、ICT が円滑に活動できるよう、ICT の院内での位置づけ及び役割を明確化し、院内のすべての関係者の理解及び協力が得られるよう環境を整える。ICT は具体的業務内容を明確にする。ICT は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務担当者等により構成する。

(4) 抗菌薬適正使用支援チーム(AST : Antimicrobial Stewardship Team)

薬剤耐性(AMR : Antimicrobial Resistance) 対策の推進、特に抗菌薬の適正使用の推進を図るため、感染管理室内に抗菌薬適正使用支援チーム(以下「AST」とする)を設置する。院長は、AST が円滑に活動できるよう、AST の院内での位置づけ及び役割を明確化し、院内のすべての関係者の理解及び協力が得られるよう環境を整える。AST は具体的業務内容を明確にする。AST は、医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務担当者等により構成する。

(5) 感染対策リンクスタッフ

各病棟及び外来に看護部リンクナース、各部門にリンクスタッフを置き、感染対策委員会及び ICT で決定された事項の、周知徹底や現場における感染対策の啓発・推進活動、研修支援、マニュアル改訂支援等を行う。リンクスタッフの、具体的活動内容を明確にする。

3. 感染対策のための教育・研修に関する基本方針

- (1) 医療関連感染対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることで職員の医療関連感染に対する意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上等を図ることを目的に実施する。
- (2) 全職員を対象に、医療関連感染に関する内容について、年2回以上定期的に研修を開催する。また抗菌薬の適正な使用を目的とした研修も併せて行う。新規採用職員には、ICT による感染対策の研修を行うほか、必要に応じて各部署、委託業者、職種毎に臨時研修会を開催する。
- (3) 院内における感染の増加が疑われた場合や確認された場合は、全体あるいは部署や職種を限定として、医療関連感染対策に関する教育、研修を行う。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内で発生した感染症の発生状況や原因に関するデータを継続的かつ組織的に収集して的確な感染対策を実施できるように、各種サーベイランスを実施する。

感染情報レポート(週報)を週 1 回作成し、委員会に報告し、かつ職員に周知する。

5. 感染症発生時の対応に関する基本方針

- (1) 各種サーベイランスをもとに、医療関連感染のアウトブレイクあるいは異常発生をいち早く特定し、制圧の初動体制を含めて迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。
- (2) 検査部細菌検査室では、業務として検体からの検出菌の薬剤耐性パターンなどの解析を行って、疫学情報を日常的に ICT および臨床側へフィードバックする。
- (3) アウトブレイクあるいは異常発生時には、その状況及び患者への対応等を病院長に報告する。臨時の感染対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- (4) 報告の義務付けられている感染症が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。
- (5) アウトブレイクに対する感染対策を実施したにもかかわらず、継続して当該感染症の発生があり、当院で制御困難と判断した場合は、速やかに協力関係にある地域のネットワークに参加する医療機関等の専門家に感染拡大防止に向けた支援を依頼する。

6. 他医療機関との連携に関する基本方針

第 2 種感染症指定医療機関として 4 床の感染症病床を有しており、感染症法等に基づき、感染症患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供する。

保健所及び地域の医師会、医療機関と定期的に医療関連感染対策に関するカンファレンスの実施、感染対策活動の推進に向けた地域連携を行う。さらに、他の医療機関と感染対策の質の向上や効率化を図るために、相互に評価を実施する。

7. 当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は当院ホームページ・施設内掲示板に掲載し、患者及び家族並びに利用者が閲覧できるものとする。

8. 感染伝播リスクのある患者とその家族への説明・同意

主治医は、感染症発症患者へ、治療方針や感染伝播リスク等の説明、および蔓延防止のための必要な感染対策を説明し同意を得る。必要に応じて家族にも説明し同意を得る。

9. 感染対策推進のために必要なその他の基本方針

- (1) 当院の感染対策マニュアルは、最新のエビデンスに基づいたガイドライン等を参考にして、当院の実情に即して定期的に見直し・改訂を行う。
- (2) 職員は、感染対策マニュアルに基づいて感染対策の遵守に努める。
- (3) 職員には医療関連感染対策を周知するために、当マニュアルにていつでも閲覧活用できるように配布する。

2012.12.21	一部改訂
2014.4.9	一部改訂
2018.6.1	一部改訂
2019.5.8	一部改訂
2020.5.13	確認
2021.5.12	確認
2022.5.11	一部改訂
2023.4.12	一部改訂
2024.9.11	確認
2025.5.14	確認